

# 下野市男女共同参画プラン策定方針

平成18年4月

下 野 市

## 1 計画策定の趣旨

平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が公布・施行され、女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会を実現することを、わが国の重要課題として位置づけている。

近年、少子・高齢化の進行をはじめ、家族形態の多様化、社会意識や価値観の変化、情報通信技術の高度化など、社会環境は急速に変化しており、それに伴い、人々のライフスタイルも変化し、新しい時代に生きる男女の多様な生き方への対応が求められている。さらに最近では、ドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメント、ストーカー行為、メディアにおける女性の人権問題等女性に関わる問題に対する意識も高まり、その対応が強く求められている。

このようなことから、人権尊重の視点やジェンダーに敏感な視点に立った新たな課題への取組方向を示すとともに、時代の潮流を十分に踏まえ、男女の自立と共同参画社会の実現に向けたあらゆる施策の新たな指針として「下野市男女共同参画プラン」を策定するものである。

ドメスティックバイオレンス：日本語に直訳すると「家庭内暴力」となるが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されている。

ジェンダー：女性と男性の生物学的な性別に対して、出生後に周囲とかわりながら育つなかで身についた、社会的・文化的につくられた性差観念。ジェンダーにより「男らしさ、女らしさ」とか、「男は強く、女は弱く」というような性別による「らしさ」の考え方や、「男は仕事、女は家事、育児」というような性別役割分業意識が生じている。

## 2 プランの性格

プランについては、男女平等社会の実現に向けた課題の整理とその取り組みの方向及び施策の内容を示すものとし、次に掲げることを基本に策定するものとする。

- (1) 「男女共同参画社会基本法」の基本理念に基づいたプランとする。
- (2) 旧南河内町及び旧国分寺町の既計画との整合性を図ったプランとする。
- (3) 「下野市総合計画基本構想」及びこれに基づく「基本計画」との整合性を図ったプランとする。
- (4) 栃木県の男女共同参画に関する計画を勘案したプランとする。
- (5) 少子・高齢化をはじめ、社会経済環境の変化に伴い、今後予想される新たな課題や本市の実態に即したプランとする。

### 3 プランの基本的な考え方

プランの策定にあたっては、次に掲げる視点に基づき進めるものとする。

#### (1) 人権問題としての女性問題の解決

女性に対する差別や暴力など、女性を取り巻く問題は人権に深くかかわる問題であり、男女共同参画社会の実現に向けて女性問題の根本的な解決が必要である。

#### (2) ジェンダーに敏感な視点

ジェンダーは人の意識や行動、社会の制度、慣習・慣行等に深く入り込んでいるため、学校、家庭、地域、職場など、社会のあらゆる分野において、ジェンダーに敏感な視点を定着していくことが重要である。

#### (3) パートナーシップによる男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の形成は、女性と男性、行政と市民、市民相互の連携や協力など、様々なパートナーシップにより実現する必要がある。

#### (4) 女性のエンパワーメントの促進

男女が平等に社会に参画するにあたっては、一人ひとりの女性が自らの意識と能力を高め、主体的に考え、行動し、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもった存在になること（エンパワーメント）が必要である。

#### (5) 固定的な性別役割分担意識の是正

性別にとらわれない個人としての能力と個性が十分発揮される社会とするため、固定的な性別役割分担意識の是正に向けて、一人ひとりの意識醸成が必要である。

### 4 計画期間

計画期間は、平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 年間とする。

ただし、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等を検討し、必要に応じてプランの見直しを行うものとする。

### 5 策定体制

#### (1) 男女共同参画推進委員会

広範な市民の意見を反映し、プラン策定過程における市民参画を積極的に促進するため、公募による市民や学識経験を有する者 20 名からなる「男女共同参画推進委員会」を設置する。また、プランの進行管理をはじめ施策内容やプランの見直しなどに対する意見を受けるものとする。

#### (2) 男女共同参画推進本部

推進本部

男女共同参画社会づくりを全庁的に推進するため、庁内に男女共同参画推進本部を設置する。

#### 幹事会

男女共同参画社会を実現するための具体的施策の協議及び連絡調整を図るため幹事会を設置する。

#### 部会

男女共同参画社会の実現に係る事項について、調査、検討を行うため部会を設置する。なお、部会員の男女比を同等にするよう配慮するため、市長が任命する者をもって組織する。

### 6 プランの進行管理

当該計画に記載された各事項について、施策の進捗状況を把握し、プランの進行管理及び評価・見直しを行い、男女共同参画推進本部における検討後、男女共同参画推進委員会に報告し、広報・ホームページを通じて市民にわかりやすく公表するものとする。

# 下野市男女共同参画プラン策定体制

